

議案第 6 号

勝山市道の駅「恐竜渓谷かつやま」の設置及び管理に関する条例の制定について

勝山市道の駅「恐竜渓谷かつやま」の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年 5 月 28 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山市道の駅「恐竜渓谷かつやま」の設置及び管理を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市道の駅「恐竜渓谷かつやま」の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報の発信等により市民と来訪者との交流を促進するとともに、農林水産物等の地場産品の販売による地域産業の振興に資するため、勝山市道の駅「恐竜渓谷かつやま」（以下「道の駅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 勝山市道の駅「恐竜渓谷かつやま」
- (2) 位置 勝山市荒土町松ヶ崎第1号17番地

(施設)

第3条 道の駅には、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 道の駅本館
 - ア 道路情報・観光情報施設
 - イ 休憩施設
 - ウ トイレ
 - エ 特產品等物販施設
 - オ 飲食提供施設
- (2) 親水広場
- (3) 交流広場
- (4) 駐車場

(開館時間)

第4条 道の駅の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

区分	休館日	開館時間
道路情報・観光情報施設、休憩施設、トイレ、親水広場、交流広場、駐車場	年中無休	24時間
特産品等物販施設	年間60日を上回らない範囲で規則に定める。	1日8時間を下回らない範囲で規則に定める。
飲食提供施設	年間60日を上回らない範囲で規則に定める。	1日4時間を下回らない範囲で規則に定める。

(事業)

第5条 道の駅は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供に関すること。
- (2) 道路情報、観光情報及び地域情報の発信に関すること。
- (3) 農林水産物、特産品、飲食物等販売に関すること。
- (4) 農林水産業の振興に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(使用の許可)

第6条 道の駅の施設の一部を独占して使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

2 市長は、道の駅の管理及び運営上必要があると認める場合は、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

- (3) 施設等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理及び運営上支障があるとき。

(使用料)

第7条 前条の規定に基づき許可を受けた者は、使用する面積1m²あたり1日2,000円を超えない範囲内で規則に定める額の使用料を市長に納付しなければならない。

2 前項の使用料は、許可の際に納付するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときには使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合においては、前条に定める使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号の一に該当する場合は、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災、気象その他使用者の責によらない理由で、施設等が利用できなくなったとき。
- (2) 施設等の管理上、特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(施設内における遵守事項)

第10条 道の駅の施設内に入場した者（以下「入場者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) はり紙、はり札その他の方法によって広告を掲示し、又は広告を散布しないこと。
- (2) たき火、花火その他施設等に危険をおよぼすおそれのある行為をしないこと。
- (3) 竹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物を採取しないこと。
- (4) 土地の形質を変更し、又は土石を採取しないこと。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (6) 立入を禁止されている区域に立ち入らないこと。
- (7) 指定された場所以外の場所へ諸車を乗り入れ、又は停めないこと。
- (8) 秩序若しくは風俗を乱し、又は乱すおそれがある行為をしないこと。

- (9) 施設等又は展示品を損傷し、又は滅失させる行為をしないこと。
- (10) 他人に危害を加え、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (11) その他施設の管理上支障があると認められる行為をしないこと。

2 市長は、入場者が前項の規定に違反したときは、その者に対して退場を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(入館者の遵守事項)

第11条 道の駅本館に入館した者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 展示品に触れないこと（特に指定した展示品を除く。）
- (2) 展示品の近くでインキ、墨等を使用しないこと。
- (3) 館内は全面禁煙とする。
- (4) 所定の場所以外で飲食はしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

2 市長は、入館者が前項の規定に違反したときは、その者に対して退場を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(施設使用者の遵守事項)

第12条 第6条の規定に基づき許可を受けた者（以下「施設使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第6条の許可を受けた使用内容を変更し、又は使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用の許可の際に付した条件に違反しないこと。
- (3) 施設等をき損し、又は汚損しないこと。
- (4) 第6条の許可を受けた施設等を転貸し、又は当該許可に基づく権利を譲渡しないこと。
- (5) 公安若しくは公益を害し、又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。
- (6) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 市長の許可を受けないで、作品、物品等の販売、寄附金の募集、立看板の掲示、その他これらに類する行為、特別の設備等を設けること及び特殊な物件を搬入しないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理上支障がある行為をしないこと。

2 市長は、施設使用者が前項の規定に違反したときは、第6条の許可を取り消すことができる。

3 施設使用者は、施設等の使用を終了したときは、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 入場者、入館者及び施設使用者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(管理の代行)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に道の駅の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第7条に定める使用料は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、第5条に掲げる事業及び次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条に定める施設が開館している時間を減らさない範囲内で開館時間の変更をすること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 管理運営上必要な臨時休館を行うこと。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) 施設内に入場した者及び入館者の拒否、退場に関するこ。

(4) 使用の許可に関するこ。

(5) 第7条に定める額を超えない範囲内で利用料金を定め、減免し、又は還付すること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(6) 施設等の維持管理に関する業務

(7) 前6号に掲げるもののほか、道の駅の管理及び運営に必要な業務のうち、市長のみの権限に属するものを除く業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第6条から第13条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条から第9条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、勝山市の公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年勝山市条例第9号）及びこの条例並びにこれに基づく規則の規定に従い、道の駅の管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。